

平成29年12月 8日（金曜日）

町営住宅使用料等調査特別委員会会議録

町営住宅使用料等調査特別委員会会議録

平成29年12月8日（金曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

出席委員（15名）

委員長	高橋兼次君	
副委員長	今野雄紀君	
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	村岡賢一君
	星喜美男君	菅原辰雄君
	山内孝樹君	後藤清喜君
	山内昇一君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	高橋一清君
総務課課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼人事係長	加藤信男君
建設課長	三浦孝君
建設課技術補佐 兼公営住宅管理係長	阿部彰君

事務局職員出席者

事務局長

佐藤孝志

総務係長
兼議事調査係長

小野寛和

午後1時45分 開会

○委員長（高橋兼次君） おそろいですので、ただいまより町営住宅使用料等調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより町営住宅使用料等調査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

初めに、私から一言、ご挨拶を申し上げます。

本特別委員会におきましては、平成29年4月25日の第4回臨時会において、災害公営住宅等における住宅使用料等請求のおくれについての報告がなされて以降、これまで事案の具体的内容、発生した原因や背景、対応策、そして再発防止策などについて、調査してきたところであります。

本日の特別委員会は、改めて本事案に対する説明をしたいとの申し出により、開催するものでありますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、本日の会議の進め方ですが、初めに担当課から説明をいただいた後、各委員より質疑を受けたいと思います。このように取り進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

直ちに会議に入ります。

町営住宅入居者への住宅使用料等未請求事案についてを議題といたします。

担当課長による家賃等返還の事務処理、未請求者の納付状況等の説明を求める。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから、これまでの取り組み状況についてご説明申し上げたいと思います。

初めに、新しい議員の皆様もいらっしゃいますので、改めまして9月13日の特別委員会で使用した資料をもとにおさらいをさせていただければと考えてございます。

こういう資料がいっているかと思います。公営住宅使用料等の適正化に関する対策報告というものが、多分机の上にあるかと思います。この資料につきましては、9月13日の特別委員会で使用したものでございます。

事の発端でございますけれども、新年度になりまして、応援職員も含めて職員の入れかえが

ございました。その中で、4月6日だと記憶してございますけれども、一部不審な点があるという報告を私のほうに担当からまいりました。内容につきましては、どうも家賃の請求がおくれていると。概算であるけれども、100戸くらいそういうことが予想されているという報告でございました。

それを受けまして、上司に報告をし、早速作業に入らせていただきました。

結果としては、1ページ目に記載をしていますとおり、65世帯について家賃の請求がおくれていたということが判明いたしてございます。内訳につきましては、下段の表に載ってございますが、65世帯、合わせて500万円ほどの家賃が未請求であったという状況でございます。ただ、これにつきましては、最後取りまとめた段階での話でございますので、4月分とすれば、約200万円程度のおくれということになります。

それについての対応ですけれども、まずもって6月に65世帯、それぞれ訪問させて内容の説明をさせていただいてございます。その後、書類の整理をし、送付後に建設課職員でそれぞれ65世帯を訪問させていただきまして、家賃等の説明を再度させていただいたと。その後に、8月に納付書の送付をしてございます。

家賃の未請求ということで調査を始めましたが、そのほかに、2ページ目に記載していますとおり、文書処理の中で不適切な部分があったということが判明いたしまして、あわせてこの部分についても追完の処置をさせていただいてございます。

役場の書類につきましては、各職員から起案をされて、それぞれ関係する上司が決済をするという方法になってございます。いずれ決済を受けた文書につきましては、町長の公印について送付をするという手続になるんですが、決済を受けているんですが公印のついた痕跡がない。それから、送付した記録がないという部分がございました。このため、改めまして同じような書類になりますけれども、それぞれ関係する皆様に書類の再送付をさせていただいたという内容が1点でございます。

それから、2点目につきまして、利便性係数の告示がされていなかったということでございまして、一般質問の中でもお話をしていましたが、家賃の決定するに当たって、実は5つの数字を使って家賃の決定をしてございます。うち4つにつきましては、国で指定しているものですから、町としては動かしようがございません。唯一、町の裁量で決定できるのが、ここに記載をしてございます利便性係数というものでございます。

当然、町内でも宅地の値段が違うということがございます。当然志津川地区にある土地の値段と、入谷にある土地の値段は違います。当然これは家賃に反映させるべきだと。それと、建

物の利便性というものがございます。今回、災害公営住宅につきましては、一定の基準でやつてありますので、差がないわけでございますが、それらの作業が確認をされていなかったということで、改めて確認作業させていただきました。

それから、2番目の近傍同種家賃ということで、これにつきましては、もし同じ仕様で同じ場所に同じ建物を建てたときに、民間であつたら、どのくらいの家賃になるかということを推定するものでございます。通常であれば、アパート等の市場が確立されていれば、それらの家賃を参考に決めるということになってございますが、残念ながら当町では市場がまだ確立されていないという中では、建設費用をもって、その家賃を決定するという手法に頼らざるを得ないという状況でございます。単純にかかった費用を累積で割ればいいというものではなくて、中身を含めるもの、含めないものがございますので、それを積算書から全て抜き取って作業をするという流れになってございますが、残念ながら、その正確性に欠けていたということが見られましたので、改めて図面をもとに計算をし直したという状況でございます。

3番目につきましては、収入に応じて家賃が決まるということでございますので、各世帯の収入の算定が一番肝心でございます。その中で、各種控除がございます。寡婦であつたり障害があつたり特定扶養があるということを正確に捉えていなかったということがございます。それと、暦年1月1日から12月31日まで同じ職場で勤務された方は特に問題がないんですが、途中で退職されたり新たに就職をしたという方については、実賃金で計算をする必要がございます。例を申せば、1年間のうちで3ヵ月間だけ働いたと。総額36万円の収入がございましたと。年間36万円の収入というふうになられますけれども、そうではなくて、もしその方が1年間働いたら、どのくらいの収入になったかということを推定する必要がございます。それでないと他の方との公平さが保てないということでございますので、中にはその計算が間違ったものがございます。所得証明をいただくと、実はいつからいつまで働いたというのは記載されていませんので、その金額を単純に12ヵ月で割って、1ヵ月当たりの収入を出しているという例がございましたので、改めて算定をし直していただいたという状況でございます。

それらの全ての計算が終わって、大変申しわけなかつたんですが、それぞれ入居の皆様に通知を差し上げ、家賃の訂正をさせていただきました。おおむね利便性係数がかなり小さくなつたということ等もございまして、過誤納がございます。要は、多く家賃をいただいていた部分がかなりの世帯がございました。それが5ページに記載をされてございます。多くいただいていた世帯に関しては433世帯でございます。総額が2,270万円余りと。その下に、還付加算金ということがございます。これまで、これ以前につきましては、要は利子相当部分をお返しをし

ているということで、年率5%となってございますが、これにつきましては、法令に基づき、5%という決定をしているところでございます。

それとは別に、5ページ目の中段以下でございますけれども、4月の段階で家賃に疑念があったということで、一旦77世帯の方については、家賃の請求をとめさせていただきました。改めて、正確な家賃を計算し、9月に家賃の請求を開始したという内容でございます。

次に、4月以降に入居した方の取り扱いが一番下段でございます。123世帯の方については、間違っていることを知りながら、家賃を請求することはできないだろうということで、これにつきましても、正確な家賃が算定できるまで、家賃の徴収を控えさせていただいたという内容でございます。

6ページ目、一般質問でもございましたが、国から低廉化、それから低減化の補助金をいたしているという内容でございます。近傍同種家賃が変わりますと、実は低廉化の交付金の額も変わってまいります。それぞれ、2年間合わせて約6,000万円余計にいたしているという状況でございますので、これについては国の通して返還をする予定でございます。

一方、低減化につきましては、若干の増加が見られてございます。この取り扱いについては、まだ協議中という内容でございます。

7ページ目に、再発の防止策ということで、7点ほど記載をさせていただいてございます。基本的に、今回の問題の根本的なことを申し上げますと、基本的には職務に対する姿勢の問題だという考え方でございます。それを監督する立場にある私の指導不足ということが避けられないと考えているところでございます。

8ページ目が、利便係数の取り扱い要綱ということで、これまで、この部分については文書化がされてございませんでした。改めて、今回取りまとめたものでございます。

計算式が第3条の第2項に記載をされてございます。利便係数は0.5から1.3の間でそれぞれの自治体が決定をするということになってございます。今回、当町といたしましては、0.5から1.0以内で決定するという方針を決めて、そこの補正係数を下段の式で求めております。この中で、0.2、最高でも20%減になると0.8ですかね。補正係数にいたしますと0.8になると。この0.2につきましては、通常0.1から0.15という数字を使っているのがほとんどの自治体でございます。一般質問で申しましたとおり、これを使うことによって、県内21団体でも低いほうから3番目という家賃になってございます。

次の9ページに載っていますのが、いわゆる建物に対する利便係数ということで、この考え方には条例に、公営住宅を整備する場合の整備基準というのが載ってございます。それを全て満

たせば、補正係数は実は発生をいたしません。ただ、災害公営のほかに一般の住宅もございます。考え方は災害公営も一般の住宅も家賃に対しては同じ考え方で決定をしなければならないので、あえて載せさせていただいてございます。

要は、1番目、入浴設備を入居者の負担としている住宅。古い住宅は浴槽がございません。その設置は個人がやっていると。それから、水洗化がなっていないというところもございます。それから、住戸ごとの専用敷地がないということでございますけれども、これにつきましては、戸建ての住宅については一定程度個人が占有できる部分がございます。ほぼ地代相当額を平均しますと、約10%という数字が出ましたので、0.1とさせていただいてございます。それから、残りの3つにつきましては、まさに書いていているとおりでございまして、集会所がない、新しい災害公営住宅は全てに集会所がございますが、一般にはございません。それから、ペアガラスという表現をしていますが、これは断熱を、外気との温度差をなくす、そういう住みやすい住宅につくるという項目がございますので、熱の拡散の確率が高いのが実は開放部のガラス窓でございますので、窓がペアガラスであれば、それは十分担保できるだろうということで、ペアガラスという表現をさせていただいています。これについては、普通の住宅には設置をされてございません。それから、バリアフリーであるということが載ってございます。代表的なのが手すりと段差と。災害公営にはこれが備えていますけれども、一般的な住宅にはございません。

以上が、それをまとめますと、次ページ以降の表になります。一番最後の表が平成30年度、来年度の使用する数字をつけさせてございます。これにつきましては、要綱上10月1日の土地価格をもって決定をするということになってございますので、本年10月1日の土地価格をもって、この数字を決定してございます。

住宅名の隣の数字、利便性係数というものが、補正係数で使うものでございます。0.61から0.92まで、それぞれ決定をしてございまして、来年度の住宅家賃の決定に使用するものでございます。

以上が、これまでの概要でございます。

次に、2枚目に事務処理報告というものが3枚ほどのつづりのものがあります。

9月以降に作業をした部分の報告でございます。

1ページ目でございます。報告1として、家賃等の返還に係る事務処理状況でございます。

対象者は8団地、439戸でございます。還付金額が、その後精査した結果、2,305万8,700円でございます。加算金額もそれに伴いまして、128万6,711円と若干の増加となってございま

す。

具体的の還付手続に関しましては、10月30日から11月20日まで、各団地に出向き、集会所において受付をさせていただきました。ただ、仕事等でどうしても集会所に来れない方がいらっしゃいましたので、休日に役場庁舎、それから総合支所で受付を実施してございます。

その結果、12月6日現在でございますけれども、8団地431戸、二千二百八十一万一千円余りの事務処理が終了しているという状況で、残念ながら、まだ8戸ほどお見えになつてない方もいらっしゃいますので、引き続き電話連絡等をしながら、それぞれ訪問し、手続を進めていきたいと考えてございます。

なお、還付金につきましては、年内にそれぞれ指定された口座に振り込む予定となってございます。

それから、報告2といたしまして、議員の皆様から大変ご心配をいただいている未納家賃の納付についてでございます。

11月末現在の数字を下段に記載をさせていただいてございます。

1番目として、未請求世帯であった65世帯の状況でございます。既に完納された方が30世帯でございます。一部完納が27世帯。また、納付の始まつてない方が8世帯ということで、金額にいたしますと、約60%の納付状況となってございます。

それから、4月以降に停止した77世帯でございます。35世帯の方が既に終了してございます。途中の方が41世帯、まだ納め始めてない方が1世帯となってございます。納入率につきましては、58%程度となってございます。

次に、4月以降に入居された123世帯でございます。既に完納された方が63世帯、完納途中にある方が19世帯、まだ始まつてない方が41世帯ということで、金額ベースでは52%の納付状況でございます。

これらを合わせますと、265世帯、完納された方が128世帯、一部納付を始めている方が87世帯、それから、これからという方が50世帯ということでございまして、全体では57%の納付状況となってございます。

なお、納付期限につきましては、中段に記載のとおり、平成30年3月31日としてござります。あと4カ月ほどございますので、また状況を見ながら、それぞれの方にお願いに上がりたいと考えております。

3枚目、一番最後でございますけれども、それぞれ団地ごとの還付状況等々を記載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 続きまして、職員の懲戒処分につきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。

資料、別葉でご用意させていただきましたので、ごらんください。

町営住宅入居者への使用料等の不適切な事務処理に係る懲戒処分について、南三陸町職員分限・懲戒審査会におきまして本件に係る審査が行われ、その答申を受けて、次のとおり関係職員の処分を行いましたので、ご報告させていただきます。

南三陸町職員分限・懲戒審査会への諮問の日でございますが、平成29年5月22日でございます。南三陸町職員分限・懲戒審査会における審査の日でございますが、同5月22日第1回分限・懲戒審査会を実施いたしました。事案の概要、並びに今後の調査方法などについての説明をいたしました。8月30日、第2回同審査会を実施いたしました。調査結果の説明及び処分等の審査を行いました。継続審査といたしました。11月21日、第3回同審査会を開催いたしました。処分の要否、種別、並びに程度について審査をし、答申内容を決定いたしました。

南三陸町職員分限・審査会からの答申の日は11月28日。職員の懲戒処分等の決定の日は12月1日でございます。

処分の内容につきましては、建設課課長級、訓告。建設課課長補佐級、文書厳重注意。

その他として記載してございますが、直接事務処理を担当した職員は、平成29年3月末で既に退職しているため、懲戒処分等の対象外となりました。

以上、処分のご報告でございますが、本来町民の方々の安心した生活をつくるために働く町職員が、自分たちの住民に、事務を通じて執務を通じて町民の方々に大変ご迷惑をおかけしてしまいましたことを改めておわびを申し上げ、懲戒処分の報告とさせていただきます。

○委員長（高橋兼次君） ただいま担当課長による説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。これまでの説明に対し、聞きたいことがあれば伺ってください。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 新人でありますので、余り詳しいことは、特別委員会の中でこれからという私の立場ですが、この問題が私の耳に届いたのは、最初は高台移転の住宅の地代の部分の請求がないという形のことで連絡が入りました。何だろうと思った。結局、土地の受け渡しとかいろいろな面で、そこの分で時間がかかったとは思うんですけども、高台移転の土地に関してはどうなんでしょうか。

あと、今、課長より説明を受けたんですが、基本的には、4月以降の人たちというのに入っ

てまだ間もない時点で、多分請求書が来ないとか支払っていないとか、そんな話も聞きました。今の課長の話で、どういった経緯でこういった形でおくれたとか、あと請求の内容に不備があったということはわかったんですが、とりあえずは、結局決済とか町長の公印が確認されないとかそういう部分に関しては、やっぱり町でもって管理が多忙だったからその辺が見抜けなかつたということなんでしょうか。ただ職員の勘違いとか、この賃金を決めるための方法的に新しいものだったからできなかつたのか。こういったミスが起つたのか。その辺どうでしようか。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 文書の関係ですけれども、通常我々には、我々といいますか、職員そうなんですけれども、起案者の名前のところに判こを押して、それぞれ同僚の判こ、それから係長、補佐、課長、課長以上の決済に関するのが副町長、町長という順に判こを、中の決済していくわけですけれども、いずれ、多分私の部分で、決済権者が私だということで私で終わります。その次、何をするかというと、その文書が正しいか、語句に間違いがないかどうか、いわゆる校正をさせていただくと。その判こも押すと。それはやつた本人が押すということです。

それから、公印については、総務課に行って勝手につくわけではなくて、文書担当者がおりますので、その方に間違いなく決済をもらっているかどうか、それを確認して、内容に間違いがないこともあわせて確認をすると思うんですが、それで初めて町長の判こを押せると。そのときに、その許可した者が判こを押す欄もございます。

それと次に、その文書を間違いなく郵送したという部分の判こがあるんですが、それは郵送した者が判こをつくわけです。多分、下のライン部分の判こはあるんですが、その最後の部分、町長の判こをついたのか、書類を送つたのかという確認の判がなかつた部分が結構ございました。

それで、こちらとすれば、1件1件、五百何件を電話してお聞きすればよろしいんですけども、ただこちらの文書管理上それはまずいということで、改めて、同じ文書なんですが同じように決済をして、それで再度送らせていただいたと。多分、一般の方から見ると、同じ文書が何かわからないけど来たと。内容が全然変わっていないと。何でなんだろうなという疑問は多分いろいろ持たれたと思います。それは、その都度ご説明をしながら、当然一番上に謝罪の文書をつけながら送つたはずなので、それを見てわかる方と、そうでない方がそれぞれ連絡をいただいておりますので、そこは丁寧にそれぞれ個別にご説明をさせていただいてございま

す。

それから、次の家賃の考え方なんですけれども、震災以降、それが全てないということで、多分こういうやり方がいいんだろうと、本来はそうでなくて条例にきっちり書いてありますので、条例を読み込んで、それでその手順に沿ってやればそんな難しい作業ではないはずと私は思っているんですけども、そんな機械的にできる部分も結構ございますので、そんな難しい作業ではなかったと。ただ、その確認がされていなかったということと、慣習的にやられていた部分が、後でわかったんですが、ございました。確かにその方法だと、非常に手間がかかるなど。

1つが入居日の考え方なんですけれども、最近の広報を見ていただければ、入居可能日と載せてございます。これは、なぜ載せるかというと、住宅に入っても入らなくても、そこから家賃をいただくというその日なんですね。入居決定をされてしまうと、何かの都合で、実は12月30日入居可能日だと。でも私、お正月は今のところで過ごしたいから、1月15日に引っ越しをしたいという場合であっても、実は12月30日から家賃が発生をしてしまうんです。

これまで大量に入居することもなかったので、基本的に個人の都合を聞きながら入居可能日を決定しておりました。本来はそうであつたらだめなんですけれども、そのやり方も今回採用していたという状況でございます。

ある意味、皆さん一斉に入居するわけではないので、ある意味では入居者にとってはメリットはあったかと思います。その意味では。実際入居した日から家賃を発生するということでは、その部分だけ見れば、確かに入居者のためにやつたんだろうと。ただ、事務処理、それから法的な解釈からすると、それは間違ったやり方であると。そのため、事務が煩雑になって、追いつかなかったということがございます。

もしそうだとすれば、担当者が個人で決めるわけではなくて、やはり組織ですので、町全体でしかるべき介入を持って、入居可能日の決定の方法ということを条例以外の適用をするわけですから、その介入を持って本来は手続を進めるべきだったと。であれば、人が必要であれば、人の配置も当然その時点できただと思うんですが、なかなかその話し合いがなかったという状況でございます。最大の原因は、多分そこにあるのかなと。前例踏襲といいますか、間違ったものでも、前の担当がやっていたから間違いないんだと、そういう思い込みのまま作業をしたことが一番原因かなと考えております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 防集に関する土地に関して、請求書が上がってこなかったという住民もいた

んですが、その辺まだ説明がないんで、その辺は何の問題もなく正規のとおりやられたということでおろしいんですか。

あと、その辺と、今回災害公営住宅、こんな千近いくらいの建物を建てて、一気にその業務が行政の中に来たと。それは確かに、大変な業務があって、その中で煩雑に事務が行われて、結局ミスとかそういったことにつながったとは言っていますけれども、基本的には南三陸町だけじゃなくて、やっぱり国でも、あと国のそういった専門の方でも来ていると思うんです。そういう中で、今回の家賃の全てに含めた面で、やっぱり行政の方は一生懸命やってきたと思うんです。派遣の方も含めて。そういう中で、今回このいろいろなミスとか、こういった分の処分に関して、余計な職員が残業とかそういった分でのお金がかかったような気がするんですが、その辺はかかったんでしょうか。その辺、かかったということで、佐藤 仁町長の報酬カットみたいな報道をちょっと聞きましたので、それにつながっているんでしょうか。その辺、職員のこのミスによって発生した残業とか、そういった部分はどうなっているんでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 防集団地の土地代につきましては、建設課が所掌してございませんので、それについては管財課なりで確認をお願いできればと思ってございます。

それから、今回の部分の処理部分といいますか、時間外手当につきましては、時間外手当は発生してございます。

○委員長（高橋兼次君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 大体でいいので、総額的でいくらくらいになりますか。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 給与計算につきましては、人事でしておりますので、建設課とすれば、それぞれ個人、それから総額については把握できていない、できないシステムでございますので、大変申しわけございませんが、総務課長よりご回答させていただきます。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 委員、ご質問は、今回の件でいわゆる職員で本来行うべき業務以外に業務が発生して財政的な負担が出たんではないかというご質問だとすれば、まさにそのとおりでございまして、後から全体を見直して、正規のものに計算し直すというためには、既存の組織のスタッフ、スタッフといいますか、職員だけでは到底できませんでしたので、特別対策係という組織をつくって、そこに新たに人事異動をかけて、職員を増員して対応いたしました

ので、その人件費がそこに要されたということは確かにございます。

金額的には、申しわけないんですが今手元に数字を持ち合せておりませんが、そういうことでございます。

○委員長（高橋兼次君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 済みません。最後にですけれども、さっきの防集の土地の関係は管財課ということなので、管財課から、そのデータ関係をできればお知らせいただきたいと。

あとは、今時間があいているので、その辺も大体でいいので、とりあえず時間をかけても、町に対して町民に対しての負担みたいな感じがあると思うので、その辺は私もぜひ知っておきたいと思いますので、その辺よろしくお願ひします。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。（「はい」の声あり）副町長。

○副町長（最知明広君） 多分防集のほうは、今言ったように、もともと管財課になるんですが、基本的には土地の売買をしているわけなので、契約書が存在していると。ですから、その契約書をご確認いただいて、契約から、例えば40日以内に支払うとかそういう形になっていると思いますので、そのご確認を一つお願ひしたいと思います。

それから、今人件費の関係がちょっと出ましたけれども、基本的にはすぐにはわかりません。というのは、先ほど総務課長が申しましたように、建設課に特別対策係を設置をいたしました。その職員については、多分4名、5名ですか。5名おりました。その5名が3カ月から4カ月、その全ての今までの住宅使用料の未請求の分に関して、最初からやり直したという作業でございますので、その人件費がそのままかかってしまうということだと思います。

ですから、5人分の3カ月分のいわゆる人件費がそのままそちらにかかるというふうにご理解をいただければと思います。

○委員長（高橋兼次君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今、最知副町長から説明があったんですけども、管財課で買い取りに関しては多分40日以内で支払うということだと思うんですけども、志津川地区においての土地の買い取り者というのは、大体半分に満たなくて、あとは借地料ということだと思うんです。そういう形でも、借地料となると、年間払いなのか毎月払いなのか、その辺ちょっと私新人なのでわからないので、そういう形の中で、請求書が来なかつたということが住民から言われたので、今こういった説明を聞きました。とりあえず、その辺も含めて私も勉強していきますので、ひとつよろしくお願ひします。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。及川

幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

懲戒処分等について、この中で、3回ほど、5月22日、8月30日、11月21日と審査会を開催されております。その審査会で、どのようなご意見が出たのか、その辺ご報告願います。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 資料に括弧書きで示させていただいたような内容でございますが、いずれ、例えば事案の概要ということにおきましては、個々の職員の仕事へのかかわりのありようとか、そういったことを明確にするような議論でありますとか、それから最終的には処分をどういった形にすべきかというようなところの議論などでございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 これは、議案の概要及び今後の調査報告について説明とありますけれども、これは事務方から説明したんですよね。ただ、その審査会で、委員の皆さんからはどんな意見が出たんですかということを伺いたいんです。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 段階を追っての審査でございますので、事実関係を明確にするよう、要するに委員個々の捉え方として、わからない部分を質問として出るわけです。そのときに、職員同士の仕事の関係であるとか、そもそもそれがどうしてそういう状態になってしまっているのかとか、詳細な事務の実態などの質問が出るわけです。それに対して、調べた内容について回答すると。それを踏まえて、次の会議でまたその次の段階の審査をするという繰り返しになってまいりますので、意見というよりは、実態の把握、それからどのようにそれを決定づけていったらいいのかというところを段階的に議論したということになります。

○委員長（高橋兼次君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 では、最後には決定の日というのがここにうたってありますけれども、この審査会に何名の審査の、具体的な記録はもちろんとっていると思うんですよね。そういう職員以外の、執行部以外の審査委員の人数です。そういうものをご説明願います。

○委員長（高橋兼次君） すぐ出るんですか。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 審査会は5名の幹部職員によって構成されてございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうすると、あくまでもこの審査会というのは、職員だけの審査会なんですか。一般、町内からの選んだ委員ではなくて、庁舎内の職員の審査委員なんですか。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 懲戒に係る例規が定められております。委員さん方にしては例規集をごらんいただきたいといいと思いますが、その中に委員の構成が定められておりまして、規定上、それぞれ定められた職務にある職員で構成されてございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 大変申しわけないんですけれども、私も今、この場に及んで懲戒審査会に何名の、どの部署から誰がというのは見ていないので、返答できないんですけれども、その主だった5名の課か何か、その氏名をお願いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 南三陸町職員分限・懲戒審査会の規定というのがございまして、そこに組織として、審査会の会長、副会長、委員及び臨時委員をもって組織をするとなっております。会長は私です。副会長は総務課長にある職務の者と。それ以外につきましては町長が任命をするという形になっております。

臨時委員については、審査に付すべき事案の関係所属長の職にある職員ということになりますので、そこの所属長の職員が臨時的に入るということになります。

今おっしゃったように、5名ということで、今回は私が会長、副会長が総務課長、それから会計管理者、企画課長、それからその事案によって担当課長が入るという形になります。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいまの説明でわかりました。というのは、やっぱり自分の内部の仕事を内部の人がこうして処分対象を説明して、今後どうするかという。そういうことを条例や規則で決まっているから仕方がないことなんですね。ただ、今後としてこういうあり方でいいのかなという。議員の立場として議会の立場としていうなれば。同じ人の例えば課内で同じ意見のあれで、誰かお母さんが何かしたら、お父さんと子供たちが今後何もないようにかばってやるというそういう事例に捉われないのかなと。疑義を持たれないのかなという感じが否めないです。だから、お伺いしたんですけども、決まりであるから、それはわかりました。了解いたしました。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 私も1点、2点伺いたいと思います。

対策室を立ち上げて、いろいろ今回の不手際に対して、説明というかいろいろお願いに回ったと思うんですけども、そのときの入居者の方たちにとってはいろいろな反応があったと思

うんですけども、回った方たちが入居者から受けた印象というんですか。例えば、何をやっているんだ、ぬっさらみたいなこういったことを言われたのか、こういうの大変だったから仕方なかったとか、いろいろ反応があったと思うんですけども、今回の事案に対しても、やはり入居者の方が一番快く解決することが大切だと思いますので、その辺の感触というか、どのようなだったのかおわかりになつたらでいいんですけども、個々、全部が全部同じような感情ではないと思うんですが、そこのところを伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員がおっしゃるように、いろいろな意見をいただいてございます。私も何戸か回らせていただきましたけれども、いずれ入居するときに家賃が発生することについてはよく理解をしていると。だから逆に、何で来ないんでしょうねということを疑問に思っていたという意見もございますし、真逆の意見もございました。

ただ、大多数の方は、当然家賃は支払うものだと。この額を一度にと言われると、それは無理であると。ですから、分割なり、無理のない範囲で納入するようにお願いしたいという意見は皆様から同じようにいただいているという状況です。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。今野委員。

○今野雄紀委員 そういった状況で処理に当たったと思うんですけども、それで伺いたいのは、私、ちょっとこのあがわからぬので、加算額の0.5%の利息というのは、そこがどこなのか。どういった状況なのか。

私、勘違いしていて、加算額というのは、上の還付に対する加算額かと思っていたものですから。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 利子相当額ということなんんですけども、もし完納いただいたときの税額と決まっていますし、民法上も決まっております。

確かに、高いほうが5%だと思いましたので、その高いほうを採用させていただいたということで、納めた日からお返しをしますという手続がされる日までの間の期間に相当する利子額を、差額に対して利子をつけてお返しをすることです。簡単に言うと。

返すときに、当然市場の金利はそんなに高くないんですけども、いずれ法的な規制といいますか、決まりがございますので、それに則って調べると、高いほうということで5%の数字を採用して、それで、例えば1,000円返すときに5%の利子を加算してお返しをしていくという状況です。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 それでわかりましたけれども、逆に返すほうは、そうやって利息をつけて返すということなんですかけれども、足りなくあれしていた部分の差額分にも、今の理屈からすると延滞料というんですか、そういったやつが発生、普通だとすると思うんですけれども、今回の事案に関しては、そこの分のところというのはどのような事務処理になるのか、おわかりでしたら。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回の事案につきましては、町側に原因があって、入居者の皆さんには一切責任がないという明確なものでございますので、それに対して納入がおくれたからといって、加算金を課すというこれは筋が通らないということで、今回ご請求申し上げているのは家賃そのままで原本のままでございます。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 そのまま、入居者には負担にならないということでわかりました。でもその分の利息相当の分というのは、事務処理段階で、内部的にそのままで済むんでしょうか。そのところだけ伺いたいと思います。

本来なら延滞すればつく分が、今回の場合は事例が事例なので入居者の方には負担がなくそのままの金額でお願いするというそういうことですので。限りですけどね。ただ、今回の事案に限り、本来発生する延滞料の分はこういった庁舎内での取り決め、その他条例等があって、そのほうに基づくとどのようになるのか。例えばそのままかからなくて済むのか、何らかの形で欠損金というか費用としてその分が発生するのか、そのところだけ伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） そもそも請求をかけていないということがございます。普通は納付書の中に納入期限が記載されてございまして、基本的にそれを経過すれば延滞金が発生するというシステムでございます。

そもそも納入通知書をお上げしていないので、入居者の皆様は支払いをしたくても支払いできない状態にあったわけでございますから、それに対して延滞金をかけるというのは、これは合理的な説明としてはできないだろうということで、延滞金は徴収しないという方針でございます。

○委員長（高橋兼次君） 普通の場合。今回の分の事案に関して。普通の場合を聞いていますんでしょ。（「いや、今回の」の声あり） 今回の。（「はい」の声あり） じゃあ、よろしいですか、今

の説明で。ほかにございませんか。

○委員長（高橋兼次君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 2点ほどになるでしょうか。お伺いします。

こちらの、小さい資料というか薄いほうの資料の未請求者等にかかる納付書送付後の納入状況について、新しい資料が提出されましたので、それについて下段の部分、報告2のほうでお伺いしたいんですけれども。

新年度入居世帯123世帯のうちの未納付世帯が41世帯あります。未納付世帯全体としては、50世帯のうちの40世帯以上が新年度に入居された方々です。以前から入居されていて納付が未請求だった世帯の方はそれほど多くないんですが、新年度に入居された方に関しては納付が始まっていない方が多くなっているなという印象がありますが、これ原因があるのか。どういった理由でこのような数字、いびつな割合になっているのか。もし具体的な理由がわかれればお知らせいただきたいということと、あわせて、それぞれ一部納付世帯というのが全部で87世帯あります。この一部納付というのは、それぞれの世帯の皆様が計画どおりというか、少しずつお支払いをしていくという世帯が多いのは当然だと思いますので、それに則って順調に支払っている結果、まだ全部は終わっていないということなのか、払えずに困っているような方がいるのか、そこをちょっとお伺いしたいなど。

もう1点は、今回の事案、大変大きい問題ですし、その町内外からさまざま耳目を集めております。重要なのは、再発防止策であろうと思っております。何をおいても還付したからいいとか、これで問題解決だとか、町長の給料を減らしたからいいとか、そういう話ではない。二度と起こさないようにするためにどうすればいいかということに、非常に重要な割合があるのかなと思います。

その上で、丁寧で正確な事務処理、これは当然必要なことですが、一方で、住民の皆さんを待たせないような、迅速な事務処理というのも同時に求められると思います。これを両立させられなかつたので、今回の問題が起つたと言えると思うんですが、その対応を主管課のみで対応すると。この資料によれば、主管課における、ページ数でいうと7ページに、主管課における再発防止策というのがありますが、主管課においてはこういうことが大事だということは示されておりますが、町全体として主管課を横断してといいますか、ほかの部署も巻き込んで全ての方々に関係する再発防止策というものを、しっかりと構築する必要があるんじゃないかなと思うんです。

例えば、仕事が煩雑で多過ぎる。間に合わないといった場合には、当然人事を絡めて応援職

員、応援の人員を配置するとか、新たな部署を設けるとか、そういったことが起こり得ると思いますので、その組織としての対応策というものを、ぜひこの委員会で示していただきたかったなと私は思っているんですが、それについては町長なのか副町長なのか、全体を統括する立場の方のお考えをお伺いしたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1点目。4月以降に入居された方の未納付世帯が41ということで突出しているというお話で、その原因はということでございますが、比較的家賃の高い方は順調に納めていただいているという状況でございまして、滞っているというか、スタートダッシュが効いていないという言い方は変ですけれども、そういう方はどちらかというと家賃が安い方になってございます。もう少し分析してみないとわからないんですが、もしかすると、そんなに安いわけではないので、全く収入がない階層ではないだろうと。ですから、年金だけであれば所得はゼロという計算になるので、4,000円とか5,000円前後の家賃なんですが、もっとそれ以上高い層の部分が家賃の滞納、失礼しました、納入がされていないという部分なので、ちょっとそこは世帯世帯の、もう一度、収入申告書がございますので、それ等を見ながら、どういう状況なのか調べてみないと、はっきりした傾向はちょっとわからない状況でございます。

○委員長（高橋兼次君） 副町長。

○副町長（最知明広君） まさに、正確で迅速な、両方を求められると、そのとおりだと思います。

今回、いわゆる主管課における再発防止策という形になっておりますが、組織全体として、今回逆に公営住宅使用の適正化に対する報告を用いて、全職員に対して研修を実施するということしております。

実際はこういうことはあってはならないんですが、こういったことが実際に起こってしまったということを職員全員に理解をしていただくと。自分たちがどういうことをしなければならないのかということをもう一度理解していただくということで、全職員に向けて、これをテキストにして、研修を実施するという予定になっております。

人事的なことを申しますと、今まで住宅の関係の係についても、特別対策係が解散した後に1名増員ということに対処しております。

以上でございます。

○委員長（高橋兼次君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 そうですね。細かく3点伺いましたので、2点目に関しての答弁が抜けてい

たように思いますので、改めていただきたいと思います。

1点目に関しましては、私がちょっと心配しましたのは、新年度入居された世帯というの は、もう入居したときには既にこの問題がある程度発生していて、ちょっと納入できないとい うか、ちょっとお待ちくださいということがあったところですので、入居した段階での十分な 説明、こういうことがあったので家賃を納入いただくわけにはいかないんですといいますか、 後ほど改めて納入させていただくような段取りになりますということが、説明されていないと いうことがあると、納入がおくれるといいますか、納入しなきやいけないことに気づかないと いいますか、そういった事例がもしかしたらあるのかなと思いましたので、新年度、この問題 があって納入したくてもできないような状況に置かれている中で、新たに入居された皆さんに もその都度丁寧なご説明がなされているのかどうかということを改めて確認したいなと思いま す。

2点目は、一部納付世帯の、順調に進んでいるのかということはまたご答弁いただくとし て、3点目は、この事例をもってその教訓を、まさに生きた教訓として、実際に、今隣で働い ている皆さんの中から起こった問題を学びの教材として、今後の再発防止策に生かしていくん だというお考えはよくわかりました。

1点目と2点目、お答えいただければと思います。

○委員長（高橋兼次君） 1回目の答弁で抜けた……確認できました。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼いたしました。4月以降の入居者に対する対応でございますけ れども、鍵を渡したのが4月以降となってございますので、当然この問題は、内部的には十分 知れ渡っていると。それから、窓口対応も当然知り得ておりましたので、その辺は、鍵を渡す ときに、大変今こういう状況なので、家賃の請求がおくれますということをお伝えしながら、 鍵の引き渡しを行っていると私は記憶してございます。

それと、一部納付者でございますけれども、ちょっと今、まとめている資料がバーチャート といいますか、帶グラフで管理しております、具体にいつ納付をされて、どのぐらいの頻度 でされているかというところまでは、まだ資料の整理ができておりませんので、大変申しわけ ございませんが、次の機会がもしいただけるのであれば、その時点でお知らせをしたいと考え ております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） ないようありますので、以上で町営住宅入居者の住宅使用料等未請

求事案についての質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。

よって、次回の会議はそのように取り進めることといたします。

次に、その他として、委員から特別委員会について、ご意見があれば伺います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） なければ、以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。

以上で町営住宅使用料等調査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時45分 閉会